

**多様なこどもの居場所づくり実証事業
(小中学生のための体験ができる居場所づくり)
業務委託 公募型プロポーザル審査要領**

1 審査の対象事業者

本プロポーザルの審査対象事業者は、本市へ企画提案書を提出した参加者に限る。
なお、見積合計金額が委託料(見積限度額)を超えている場合は、審査対象から除外する。

2 審査の実施

令和8年2月5日(木)に審査委員会を開催する。なお、詳細(会場、時間等)については、応募者個別に電子メールで連絡する。

- ・参加者は提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーションを実施する。
- ・プレゼンテーションは15分、質疑応答は20分程度とする。
- ・出席人数は4名以内とし、配置予定の管理者及び主担当者は必ず出席すること。
- ・配置予定の管理者及び主担当者がヒアリングに出席しない場合は、参加を辞退したものとみなし、原則として失格とする。ただし、やむを得ない理由で出席できない場合は、その出席できない理由を記載した書面(任意様式A4版)を、2月3日(火)の午後5時までにこども未来課に提出すること。
- ・補足資料の配付及び使用は認めない。
- ・説明に際し、パソコン、プロジェクター等の機材の使用は妨げないが、投影内容は提出した企画提案書類の内容のみとし、これら機材を使用する場合は事前連絡の上、基本的に参加者で準備すること。なお、機材の設置・撤収に要する時間は説明時間に含めるものとし、必ず時間内に終わらせること。
- ・審査結果の通知は、企画提案書の提出のあったすべての事業者に通知する。

3 審査方法

審査は、四日市市が設置する「多様なこどもの居場所づくり実証事業(小中学生のための体験ができる居場所づくり)業務委託プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)の各委員が参加者ごとに審査項目に対し評価点を付与し、各委員の評価点を合計する。合計点の最も高い参加者を「受託候補者」、その次に合計点の高い参加者を「次点候補者」として特定する。(同点の場合は審査委員会委員長が決定する。)

ただし、合計点が7割に満たない場合は、「受託候補者」及び「次点候補者」としない。

4 審査基準

評価基準により審査委員会が厳正な審査を行うものとする。審査の評価点の満点は100点、審査員5名の合計500点満点とする。

(別紙)

多様なこどもの居場所づくり実証事業（小中学生のための体験ができる居場所づくり）
業務委託公募型プロポーザル審査 評価基準

評価項目	評価の視点	
① 業務実施方針	業務実施方針（様式 5） ・本業務の目的と内容に沿って、取組方針と実施手順が的確に示されているか ・業務量を踏まえた適切な工程計画が示されているか	
② 業務実施体制	業務実施体制、配置予定者（様式 6～8） ・業務の遂行にあたり、事業者として適切な人員配置及び組織体制を確保しているか ・配置予定の管理者及び主担当者は、本業務に十分な知見と経験を有しているか	
③ 企画提案	課題 1	提案課題（任意様式） ※様式 9 参照 ・提案内容に実現性はあるか（根拠は示されているか） ・業務の目的、内容を理解した上で提案者の意図やアピールポイントをわかりやすく的確に伝えられているか ・提案内容は提案者が有する実績やノウハウが活かされ、独創性があるか
	課題 2	
	課題 3	
④ ヒアリング	取組意欲	・本業務に対する取組意欲が強く感じられるか
	応答能力	・質問に対して、応答が明快かつ的確であるか
⑤ 費用	参考見積書（様式 10） ・提案内容に対し、見積金額は妥当か	